

東北地方太平洋沖地震に対する立法措置についての団体ヒアリング

NPO 法人全国地域生活支援ネットワーク

1, 障がい者における東北地方太平洋沖地震に関する情報を管理するセンターを早急に設置して下さい。

以下の機能を持った東北地方太平洋沖地震に関する障がい者支援センターを設置して下さい。

■障害福祉に直接使われる義援金窓口。

義援金を送りたいが、できれば、スピード感持って、直接支援や必要物資で、現場の障がい者支援に使われる窓口に送りたいと思っている、障がい者関係団体、個人がすごくたくさんいる。義援金を集めている大手支援団体は、直接的な支援で配分しない、不公平にしか見えない公平原則を振りかざす、現金で広く浅く配分してしまうなどの可能性がある。

国で集めると、直接障がい者に使えないのなら、障害団体の連合などで窓口を開いて、必要なところに使うことができないか。

■支援に駆けつけたい人のマネジメント窓口。

多くの団体、個人が被災地に支援に行きたいと考えているが、どこに行けばいいのか、どんな準備で行けばいいのか、何をするのかなどの情報がないので、動けないでいる。

被災地で、障がい者を支えている者達は、心身ともに限界を迎えつつある。早急にマネジメントする必要がある。

特に福島県では、放射性物質の問題から、各施設が動けない状態で情報孤立、経営者が経営の先行き不安から動かないと決めて避難・疎開の準備をしないので、不安と疲労が募った職員達が、バーンアウト寸前です。国が施設毎の判断ではなく、強制退去と決め、受入先を探してくれない限り、動けない状態になっている施設がたくさんあります。

相談支援支援者をたくさん入れて下さい。精神病院が受傷被災者を受け入れ、押し出された精神障害者が通所施設に移り、生活しています。利用者の情報がないので、支援の方針も立てられないでいます。また、被災地の福祉施設は、避難所になっていて、その避難者を支えるので精一杯で、在宅で孤立している障害者の把握ができていません（避難所への適応が難しい発達障害者・自閉症など、重症心身障害者、精神障害者）。

個人情報保護法の取り扱いに特例措置が必要だと思います。被災地域の情報共有に関して、規制緩和しないと、情報共有できず、支援が届きません。

■物資の団体を越えたやりとりをマネジメントする窓口。

障がい者関係団体などが集めた物資が、あるところでは不足し、あるところでは、だぶついている。

被災地と合わせ、疎開を受け入れた施設なども併せ、金・人・物の大きなマネジメントが必要だと考える。

■SOSを出したい団体、個人の連絡先。

本当の被災地の団体、個人は、電話・インターネットなど情報発信、収集手段が限られ、どこにSOSを出したらいいのかもわからない。また、今後の選択肢がどこに、どのように用意されているのかもわからない。わかりやすい電話番号での相談窓口を早急に開く必要がある。

とりわけ、在宅の方の状況が孤立し切迫している。特に、乳幼児・学齢期などの障がい児の家庭は、訪問系サービスにも登録していない人が多く、学校も春休みで動いていないので、情報孤立し

ている。そこに向けて情報を提供するサイトを作り、mail や Twitter や Blog で拡散すれば、携帯などでも情報と取れるようになり、適切な判断で動けるのではないかと。

■今後の事業所の展開をスーパーバイズする担当。

避難しても、障がい者を支援していればどこであっても、介護報酬など支払われるという基本情報も伝わらず、施設経営の立場から避難しないという判断をしている法人がある。

また、被災してしまい、昼間の活動を再開する、ホームなど拠点を整備するという判断をしなければならないのだが、国などが災害後に出した対策を飲み込めていないので、動くに動けなくなっている被災事業所がある。

これらの事業所に担当制で、スーパーバイザーをつけられないか。不適切な判断をしている法人に関しては、県なり、国なりの判断で、今後の行動を管理することができないか。

2, グループホーム、ケアホームなどの設置に際し、寄宿舎ではなく、一般住居扱いとする基準面積を200㎡以下にして下さい。

疎開者を受け入れる時、今ある入所施設やホームでは、キャパシティに限界があると考えられる。そうすると、急ぎ、物件を借り上げて、ホームとして整備することが必要になるが、今の100㎡越える物件は、寄宿舎として扱うという解釈が横行している状況では、整備が進まない。200㎡以下は一般住居扱いにするべきだ。

200㎡でやっている県が実際にある。(別添:福島県の要項確認) そう考えると、国の法律改正ではなく、県の解釈レベルで対応できる可能性が高い。

現状、多くの県が指導している100㎡では、4LDK位までが限界。被災者を疎開で受入、それが、1ヶ月などでは済まないとする、夜勤体制の効率化などを考えると、6人~8人という物件が現実的。

そうすると、部屋数が多い一軒家や小さなアパートなどが対象になるが、100㎡越えるので、寄宿舎扱いとなり、改修が必要になる。

寄宿舎扱いをクリアーするための改修は、部屋や廊下の壁を剥がして防火壁を天井まで上げる、階段の幅の変更、場合によっては、廊下の幅の変更などが求められる。

そんな工事をしていたら、工事日程的に避難者受入が、半年とかかかってしまう。

何より、建築資材が東北の建築資材工場の被災、復興用物件のための資材買い占めで、手に入りにくくなっている現状では、工事ができない。

よって、国として、200㎡までは、特別な工事など必要ない一般住居として扱うというグループホーム、ケアホームなどの設置における解釈を急ぎ確認し、都道府県に周知する必要がある。その際、障害者の居住の場として、不適切な状況があってはならないので、防災計画の策定を規制緩和との引き替えに、義務づけたらどうか。

福祉避難所での対応だけでは、今回は、避難・疎開が長期化する人が多いことが予想されるので、支援体制、アメニティーの観点から、限界がある。GHCHでのきちんとした環境整備を早急にする必要がある。

3, 主要都市毎で結構なので、早急に被災者受入をどのように行ったらいいのかななどの情報を提供する機会を設けて下さい。

被災地の状況を知りたい、その上でできる限り支援を行いたいと思っている障がい福祉関係者はたくさんいる。

その人達に、情報提供する機会を設けて欲しい。

内容としては、被災状況、それに対しての国などの対策の説明、Q&A などになると考える。

追記

例えば、「施設入所支援の支給決定」を持っている人が「民間アパートの借り上げによる福祉避難所」へ避難した場合。

「職員配置が入所施設基準並（満たなくても認めて欲しいが）」であれば、「福祉避難所の借り上げ部分は災害救助法で支弁→受入事業者へ」「被災地からの同行の職員は自立支援法から給付→被災事業者へ」というように、両方の制度を同時に使える用意し、受入先への支弁と送り出し先の運営保全を保証しないと、福祉避難所設置、疎開などが進まない。

自立支援法だけで、現地対応すると、例えばGHCH利用者などは、避難地・被災地両方で家賃負担などが発生してしまう。

事業所は被災地に残り、利用者は疎開した場合の事業所保証をどうするのか？

津波で倒壊した施設は激甚災害？ 原発関連は東電保障？などの整理と受けられる対策の見通しを被災現場は求めています。

現場の被災事業所などの声から

○通所施設が津波で流された。仮通所施設を設置して利用者の通所を開始することで、ストレスマネジメントをしたい。敷金や家賃の補助をして頂きたい。

○施設・ホーム改修・移転費用の確保と手続きの簡略化、手続きの情報提供、コンサルティング。動いてしまってもいいのかも判断が難しい。

○**仮設住宅・施設設置の福祉目的優先設置**。例えば、すでに空いていた物件は被災者の入居、利用で埋まってしまった。物件の確保が新規設置でないと難しい。

○ガソリン不足で動けなくなっている訪問系事業所の補償。訪問できないので、介護報酬が入らない。自立支援法の新単価での**激変緩和措置**のように、被災事業所の動けない期間に何らかの支援がないと事業所が潰れるしかない。

○原発の自主避難エリアでは、経営者が何があっても動かないという方針の施設で、職員集団と大きな溝ができている。経営者の国の制度などを読み込み、現状を打開する方針を見出す能力に疑問の声が出ている。経営の継続という視点から自己保身で動かないのではないかという声が多数ある。

このままでは、介護崩壊を起こす。国から、**強制避難を指示して頂けないと、職員がパーンアウトするか、集団で障がい者を残して離職するか、**という瀬戸際になっている。仮に法人が避難した場合には、訪問系サービスなどで支援していた障がい者が孤立する。誰が支援するのか、考えて欲しい。